

平成 19 年 5 月 21 日

各 位

石川島播磨重工業株式会社
東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号
代表取締役社長 釜 和明
(コード番号 7013)
問合せ先広報室長 竹園 良雄
Tel 03-6204-7030

退職慰労金制度廃止と株式報酬型ストック・オプション等の導入に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、役員報酬体系を見直し、その主要事項について平成 19 年 6 月 27 日開催予定の当社定時株主総会に付議する旨決議いたしましたのでお知らせいたします。

これまで、当社の役員報酬は、月例報酬、役員賞与及び退職慰労金から構成されてきましたが、改定後の当社の役員報酬は、月例報酬、業績連動賞与、株式報酬型ストック・オプションにより構成されることとなります。

記

1. 退職慰労金制度の廃止と業績連動賞与の導入

役員報酬についての年功的要素をなくし、当社の業績向上に向けた貢献意欲を一層高めるために、業績連動賞与を導入し、また退職慰労金制度を廃止する。

平成 19 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、同総会で選任され重任予定の取締役・監査役及び在任中の監査役に対し、当社の定める一定の基準に従い相当額の退職慰労金を打切り支給することとする。

また、当社の業績向上に対する貢献意欲をより一層高めるため、取締役（社外取締役を除く）の賞与について業績連動賞与を導入する。業績連動賞与は、中期経営計画（グループ経営方針 2007）における目標値から基準値を設定し、その達成度合いに応じて報酬額の範囲で支給割合を決定する。

2. 取締役（社外取締役を除く）に付与する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容

役員報酬体系改定の一環として、社外取締役を除く取締役に対し、いわゆる株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を付与する。株主の皆様とリスク・リターンを共有し、長期的な企業価値向上に向けたインセンティブとすると共に、優秀な人材の確保を目的とする。

(1) 新株予約権の発行価額総額の限度額

退職慰労金制度の廃止等諸般の事情を勘案し、発行価額総額1億円の限度額の範囲内で、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する。

(2) 付与する新株予約権の具体的内容

① 新株予約権の目的である株式の種類

当社普通株式とする。

② 各新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たり当社普通株式1,000株とする。

③ 付与する新株予約権の個数

付与する新株予約権の個数は、上記(1)に定める新株予約権の発行価額総額の限度額の範囲内で、取締役会決議において、本新株予約権の発行価額の総額を定め、これを本新株予約権の発行に係る定時株主総会決議日当日の東京証券取引所における最終価額を基にしたブラック・ショールズ・モデルに基づき算出される新株予約権1個当たりの公正価額をもって除して得られた数(整数未満の端数は切上げ)を限度とする。

④ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することによる交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた額とする。

※ 本新株予約権については、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬の請求債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。定時株主総会承認後の取締役会決議により発行する予定です。(本新株予約権の払込金額は、当該新株予約権の公正価額とします。)本新株予約権の発行は、取締役の当社に対する報酬請求債権と当該新株予約権の公正価額である払込金額を相殺することにより行うことから、有利発行には該当いたしません。

※ なお、取締役ではない当社執行役員に対しても、報酬として株式報酬型ストック・オプションを付与する予定です。

3. 報酬諮問委員会の設置

役員報酬決定の手続きの透明性を高め、内容の妥当性をより確保するために、取締役会の諮問機関として、報酬諮問委員会を設置する。報酬諮問委員会は、社外取締役1名、社外監査役1名、人事担当取締役1名、財務担当取締役1名により構成し、業績連動賞与や株式報酬型ストック・オプションの内容等について取締役会に答申する。報酬諮問委員会には、代表取締役会長・代表取締役社長は参加しないこととし、その中立性を維持する。

以 上